



***DRONE PILOT AGENCY***

ドローンは飛ばしにくい？！  
～至難の許可取得実例

2019年5月に国会で改正ドローン規制法が成立しました。あまりにも無法的な海賊ドローンが重要施設などを無許可に飛び交っていたので、このような規制強化はなるべくしてなる当然の流れだと捉えています。

改正ドローン規制法は、今まで説明した改正航空法に加えて、自衛隊・米軍基地などの防衛施設、皇居や国會議事堂などの国の重要施設、原子力発電所、外国公館や、オリンピック・ラグビーW杯の施設での飛行が原則禁止されています。これは200g未満のドローンに関しても同様です。

一方で、例外として許可を得れば飛行が可能ともなっています。基本的にあまり飛行する場所ではないので、通常は気にする必要はないでしょう。

今まで私が行った中で一番申請のハードルが高かった撮影場所の話をご紹介します。

それは3年に一度行われる夜のお祭りを空撮して欲しいという依頼でした。夜間飛行、イベント上空飛行と二つの承認が必要となります。特にイベント上空飛行は、お菓子撒きイベントでドローン落下による事故もあったため、承認取得の中ではかなり厳しい目でチェックされ、ハードルが高い内容となります。

安全基準をどのように満たし、安全配慮や飛行計画、お祭り当日の人の流れや撮影時のポイント、人員の配置など詳細な資料を複数枚に渡って作成し、航空局に提出をしました。

このように最初からハードルが高かったのですが、実はもう一つ、さらに大きなハードルがありました。撮影場所は、なんと米軍基地の横だったのです。

改正ドローン規制法の成立前でしたが、地方航空局への承認に加え防衛局に米軍基地周辺飛行申請書を出す必要があります。さらに現地の場所の連絡が来たのがギリギリ1ヶ月を切るくらい。ドローン類の許可や承認は約1ヶ月前に申請を出すのが普通なので、3つのハードルを余裕のない日程の中でクリアする必要がありました。

防衛局には電話で事情を説明し、書類を早急に送っていただいたのが撮影日の18日前。通常2週間前に書類を出すようで、お盆時期もあったためギリギリアウトに近い日程でした。と思われる書類一式を揃え、なんとか米軍からの許可が間に合いましたが、あれほど厳しいハードルは初めてでした。おかげで印象深い、右にある良い映像が撮れました。



先日も映像製作の案件で、「成層圏まで飛ばすバルーンを撮影する」という内容がありました。特段、航空法に関するアクションは顧客からは必要とされなかったのですが、業務内容の伝えたいメッセージやイシューを考慮すると航空法の高度上限である150mでは物足りないと、パイロットと協議しました。

そのため一ヶ月前ではありましたが空港の管制官に許可申請を提出して、撮影の一週間前に**高度500m**までドローンを飛行させる許可をとり、撮影に挑みました。



結果、顧客も大満足の当初のメッセージを伝えられる映像を提供することができました。500mまで飛ばすと申請の許可はもちろんですが、沿岸部だったために機体の安定性も必要となってくるなど複数の要素が絡んできます。

法律、機体の特徴、そして仕事のイシューを考慮した上で、出来うる限り最適な解を今後も提供して行きたいと当社は考えております。



参考動画URL (1:50秒開始)

<https://youtu.be/0IpPewwdccI?t=110>